

令和3年度 事業計画書



つないで人の輪 地域の和

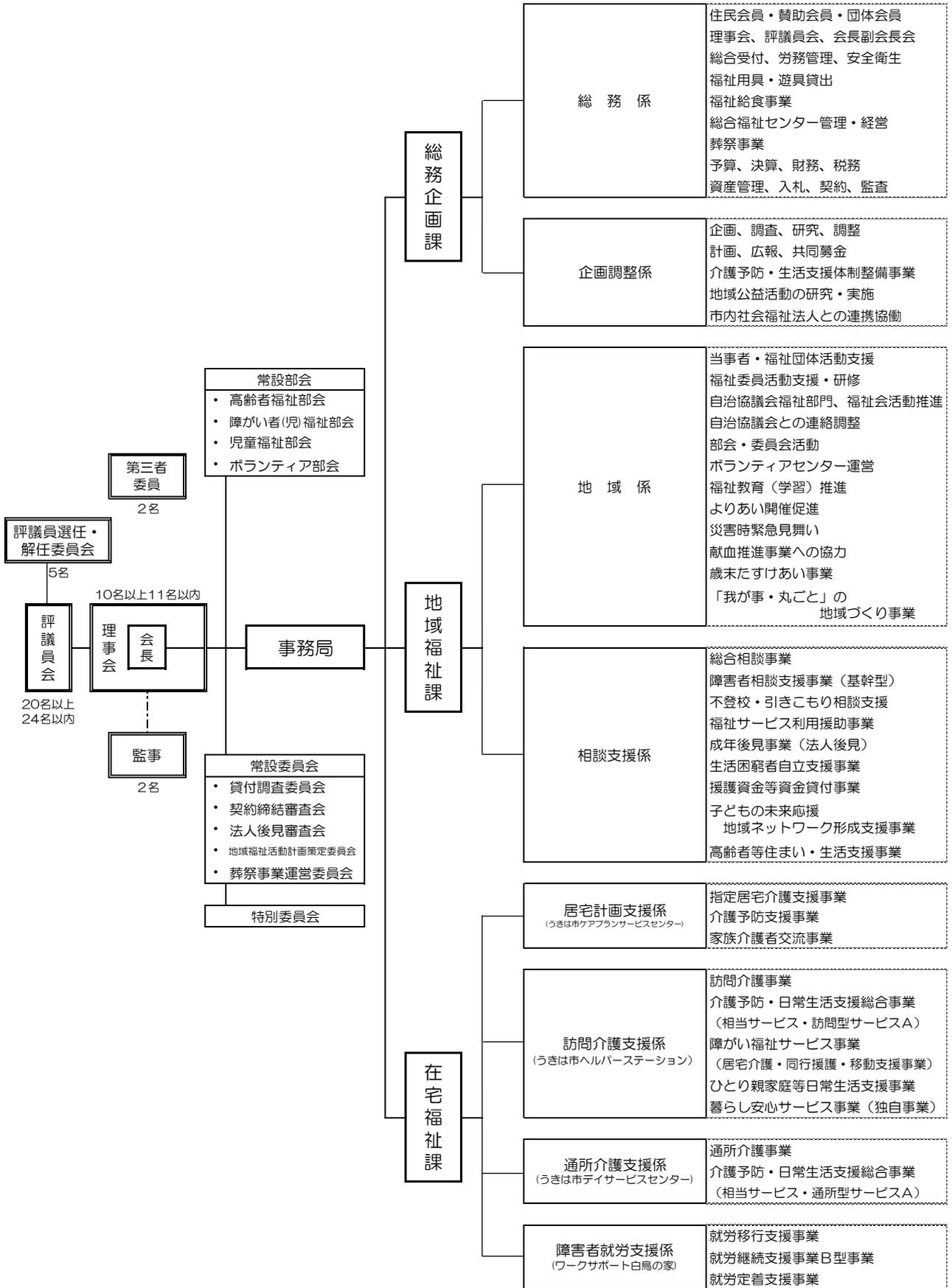
社会福祉法人 うきは市社会福祉協議会

— 目 次 —

うきは市社会福祉協議会組織図	1
令和3年度事業計画	2
運営理念・基本目標・令和3年度活動方針	2
総務・企画部門	3
地域福祉部門	6
在宅福祉サービス事業部門	12

うきは市社会福祉協議会組織図

令和3年4月1日



運 営 理 念

1. 住民の皆さまの色々な声をしっかり聴きとり一緒に考えます。
2. より多くの住民皆さまと力を合わせて福祉のまちづくりを実現します。
3. サービスの質を高め在宅福祉を充実します。
4. 行政等では対応できないことでも住民皆さまと共に取り組んでいきます。
5. 地域の皆さまに積極的に福祉の情報を提供します。

基本目標『誰もが幸せに暮らせるまちづくり』

令和3年度活動方針

地域共生社会実現に向けた「福祉のまちづくり」

令和2年3月の新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校の休校措置や同年4月7日の緊急事態宣言以降、私たちは常に感染拡大を予防するための新しい生活様式を基に社会生活を営まざるを得なくなりました。このことは、本会が推進している地域共生社会の実現に向けた活動についても、これまでどおりの事業展開とはいかず、活動に大きくブレーキをかけるものとなりました。あわせて、これまで地域住民と進めてきた日頃の見守り活動やよりあいなどの居場所についても、新たな取り組みを作り上げていくことが必要となりました。

また、コロナ禍による経済状況の悪化により、これまで潜在化し見えにくかった『生活困窮』の現実が一気に顕在化することとなり、不安定でひっ迫した経済状況の中で生活している方々が数多くいること、支援を必要としてもなかなか支援に結びつかない方がいることを改めて認識する結果となり、生活福祉資金の特例貸付をはじめ、ライフレスキュー事業など支援を必要とする方に寄り添った「伴走型支援」が重要となりました。

これらのことを踏まえ、令和3年度の本会活動については、新しい生活様式に沿い、感染対策を取った上での地域福祉活動の推進とコロナ禍で新たに見えてきた地域課題について、その解決策を行政はもとより関係機関、自治協議会、地域住民と連携協働し作り上げ、支援を必要とする方へ寄り添い、必要な支援を行っていきます。

あわせて、これまでモデル事業として市より受託し行ってきた「我が事・丸ごと」の地域づくり事業については、社会福祉法改正に伴い新たな事業である「重層的支援体制整備事業」へ移行することとなり、本会においては、引き続き委託を受け、その移行準備事業としてアウトリーチや参加支援といったこれまで本会が行ってきた事業を基により一層推進し、切れ目のない支援体制づくりに取り組んでいきます。

令和3年度の部門ごとの主な事業・活動内容は以下の通りです。
なお、説明文頭の◆新規事業、■重点事業を表しています。

— 総務・企画部門 —

■重点事項

- 社会福祉法及びその他関係法令に則り、情勢の変化に迅速且つ的確に対応し、事業運営の透明性と財務規律の強化に努め、市民のより一層の信頼を得ることに努めていきます。
- 市民と共に本会が進める地域福祉活動への理解をいただく努力を行い、浄財の確保と使途の見える化を図り、社協会員拡大を推進していきます。
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、第1層協議の場への参画を行い、第2層協議の場および地域支え合い活動の支援を行うと共に、協議の場、関係機関及び関係者等と連携・協働することにより、地域包括ケアの更なる深化に向けた取り組みを推進していきます。
(地域福祉課協働)
- 公益事業(葬祭事業)では、低額で丁寧な葬儀について市民への周知を図り、「縁ディンクノート」の活用・終活セミナーの開催を行い、故人の想いやご遺族に寄り添う福祉葬儀を更に推進していくと共に、安定した経営が継続出来るよう事業を進めていきます。
- 赤い羽根共同募金運動の啓発及び活性化を図るため、市民や関係機関・団体の理解と共感を得た「募金運動」を目指すとともに、募金を身近に感じられるための研究・啓発を実施します。併せて、コロナ禍に於ける新たな地域生活課題解決に向けた活動等への支援を含めた配分方法の見直しについて検討していきます。(地域福祉課協働)
- 働き方改革関係法令に則り、雇用・労務管理の改善と向上に取り組み、職員育成と職員体制の充実を図ると共に、感染症予防を含む衛生管理に努めていきます。
- 市民や地域、行政、社協のより一層の連携・協働のもと、これまでの取り組みを基盤としつつ、コロナ禍での新たな課題を念頭に、地域共生社会の実現に向けた地域福祉活動の充実を図るため、その指針となる「第4期うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定に向け、市と協働によるアンケート調査を実施します。(地域福祉課協働)

■事業

1. 法人運営事業

□住民主体による経営と実践

- ・理事会(年6回程度) 評議員会(年2~3回程度) 正副会長会(年8回程度)
- ・評議員選任・解任委員会(年1回程度)
- ・新任役員、評議員の研修の実施
- ・役員の県社協等主催研修会への参加

■法人の健全経営

- ・社会福祉法その他関係法令、内部諸規程に則った適切な経営
- ・顧問税理士の助言及び社会福祉協議会モデル経理規程に則った適切な財務・会計事務
- ・顧問社会保険労務士の助言及び「働き方改革」に則った適切な労務管理
- ・職員安全衛生推進委員会による感染症予防を含む働きやすい職場環境づくり
- ・監事による定期監査(年5回)
- ・第三者委員による苦情相談会開催(年6回、えびね荘、水月吉井との共催)

■財政基盤の強化

- ・社協会員の拡大…社協事業と会費の用途を周知する機会を設け、会員加入促進を図る
…「社協の見える化」を推進するための研究・啓発を図る

■職員育成と職員体制の充実

- ・研修計画に基づいた職員育成研修の実施
- ・全職員を対象とした人権研修の実施
- ・人材確保に向けた雇用管理の改善（向上）
- ・職員の福祉資格取得促進
- ・専門職員配置の充実

2. 各部門の総合調整、活動支援

- 課長会議（月1回）
- 管理職会議（月1回）
- 緊急・災害対策検討委員会
- 連携・協働推進委員会
- 部門間連携・協働の充実（通信媒体を活用した内部連携）

3. 福祉給食事業

食の自立支援事業（市受託）

一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の方々に、安心・安全で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康の増進を図ります。また、配食時の安否確認の徹底と、関係機関との連携により、安心した在宅生活が継続できるよう支援します。

あったか宅配サービス（制度補足サービス）

市の「食の自立支援事業」を利用していたが中止となった方や、申し込みを行ったが該当しなかった方で、食の確保が必要と認められる方に、健康で自立した生活を送ることが出来るよう支援していきます。

4. 管理・経営（指定管理）

うきは市総合福祉センター

施設の目的に従って利用促進を図るとともに、計画的な施設・環境整備に努めます。また、感染症予防を含めた衛生管理を実施します。

- ・避難訓練の実施（年2回）

5. 福祉用具、遊具の無料貸出事業（地域福祉部門との協働）

- よりあいや子ども会、地域行事等への遊具の無料貸出
- 在宅介護者等への福祉用具の無料貸出
- 老人クラブ奉仕部、ボランティアの協力による福祉用具の整備点検

6. 公益事業（葬祭事業）

誰しも訪れる死に対し、華やかな飾り付けや出費をあおらず、故人の希望をくみ、遺族に寄り添う、荘厳で丁寧な葬儀を低額で提供していきます。また、広報や地域会合等を通して社協の葬祭事業（福祉葬儀）について、市民への周知を図ります。

自宅、寺院での葬儀の実施

斎場葬の実施…うきは斎場（本館ホール、本館和室、別館）

- ・無料送迎バスの実施
- ・無料朝食提供の実施
- ・アンケート等に基づく計画的な施設・環境整備

葬祭事業運営委員会（年2回程度）

- ・委員会の評価・提言をもとに、低額でより良い福祉葬儀を実施します。

葬祭事業の周知

- ・地域の会合、視察、広報誌折込チラシ等による啓発を行い、一層の周知を図ります。

感染予防を含めた衛生管理の実施

■ 福祉葬儀の充実

- ・「縁^{エン}ディングノート」の活用、終活セミナー開催による故人の思いやご遺族に寄り添う福祉葬儀への取り組みを実施します。

7. 調査・企画・広報事業

行政や関係機関より福祉に関する統計情報（データ）を収集し、うきは市の福祉の全体像を把握すると共に、福祉座談会や委員会活動・アンケート等を通して福祉課題を拾い上げます。

併せて、広報やホームページなど様々な媒体により、地域福祉の情報を発信し、啓発活動を行い、社協の見える化を推進すると共にコロナ禍に於ける会議等に対応できる環境整備を実施します。

「ふくしのかわら版」を活用したアンケートの実施

年次調査統計要覧の作成

社協だより「ふくしのかわら版」の編集発行（年 12 回）

ホームページの管理・運営 フェイスブックの管理・運営

防災無線（行政放送）の活用 ◆ リモート会議・研修に対応できる環境整備

8. 介護予防・生活支援体制整備事業（市受託事業）（地域福祉部門との協働）

うきは市、公益財団法人さわやか福祉財団との包括的な連携のもと、地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を配置し、地域包括ケアシステムの構築に向け、うきは市全体の話し合いの場である、第1層協議の場に参画し、関係者間の情報共有を図ると共に、ネットワーク構築に向けたコーディネートを行い、介護予防・生活支援体制の整備を推進していきます。

また、第2層協議の場（生活圏域を範囲とする話し合いの場）の設置地区及び未設置地区においては、自治協議会等と連携し、地区における住民の地域福祉活動の推進を支援していきます。

■ 地域に不足するサービスの創出支援

■ 第2層協議の場への支援及び第2層地域支え合い推進員への情報提供

■ 関係機関、地域の事業所、当事者団体との連絡調整

■ 市が開催する第1層協議の場への参画

■ 地域ケア会議への参加

9. 地域公益活動についての研究・実施（地域福祉部門・在宅福祉部門との協働）

地域福祉活動や在宅福祉事業など、様々な社協の取り組みの中から見えてくる新たなニーズや、既存の制度では解決できない課題を解決するため、地域における公益的な取り組みについて研究し、実施して行きます。

各課との連携による地域の課題解決に向けた方策（サービス）の研究・実施

ふくおかライフレスキュー事業（生活困窮者等への緊急支援）の実施

10. 市内の社会福祉法人との連絡調整・協働

社会福祉法人連絡協議会（9法人）との連携による研修会等事業の実施

各法人の職員代表による社会貢献プロジェクト委員会にて具体的な地域公益活動の研究、実施

11. 福岡県共同募金会 うきは市支会の事務（受託）

理事会（年3回程度）

■ 市民の共同募金への信頼の確保及び募金使途の見える化

□共同募金運動推進協議会（9月）

■赤い羽根共同募金運動（10月1日～12月31日）

- ・募金期間中の各種イベントへの出店や寄付つき商品の開発・頒布・赤い羽根自販機の設置を通じて募金活動の啓発及び活性化を図ります。
- ・学校や民生委員、受配団体等協力のもと、街頭募金や事業所募金の推進に努めます。
- ・市民が募金を身近に感じられるための研究・啓発に努めます。（地域福祉部門との協働）
- ・コロナ禍に於ける募金運動と配分方法を検討します。（地域福祉部門との協働）

□歳末たすけあい運動（12月1日～12月31日）

□赤い羽根だより（3月発行） □災害義援金の受付・取次ぎ

12. 第4期うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定（2カ年）

うきは市と協働して策定しているうきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画の第4期計画を今年度と次年度の2カ年で策定するにあたり、住民の方々の福祉観、地域福祉活動への参加状況などの実態把握や、第3期計画の取り組みについて評価していただくと共に、市民の方々のご意見やご提案を広く聞き取り、計画へ反映していくことを目的に、「市民意識調査」を実施していきます。

◆市民意識調査の実施

◆うきは市地域福祉活動計画策定委員会の開催

◆うきは市地域福祉計画策定への参画

— 地 域 福 祉 部 門 —

■重点事項

- 地域共生社会の実現に向け、国が求める重層的支援体制整備事業に移行するための準備事業の中で、市が担う多機関協働事業を軸に、アウトリーチを通じた継続的支援事業や社会とのつながりを回復するための参加支援事業等を、関係機関や関連事業と連携・連動し推進していきます。
- 基幹相談支援センターとして、多様化する障がい者（児）のニーズに対応すると共に、地域の相談支援体制強化の推進を図るため、他の相談支援事業所や専門部会等へ指導や助言等を行うと共に、関係機関との連携強化を図っていきます。
- 生活に不安や課題・困窮問題等を抱えている方や、新型コロナウイルスの影響により、新たに生活不安や課題等を抱えている方々に対し、伴走型支援や訪問支援を行うと共に他事業や相談機関・社会資源等と連動し、課題の早期解決が図れるよう支援します。
- 学校を長期間欠席している児童や、社会との接点をなくしているひきこもりの方と、その家族を対象とした専門の相談窓口として、相談・訪問（アウトリーチ）を軸とした支援やフリースペースの活用・就労支援など、本人の思いに寄り添った支援を展開します。
- ひとり親や生活困窮世帯の中で、課題（孤食・孤立・社会性の未確立等）を抱えている子どもたち（小学生）を対象に、こころんを拠点として学習機会の確保や生活習慣の定着等、将来的な自立に向けた支援を実施すると共に、関係機関や他事業と連携し世帯の支援も実施します。
- 高齢者や障がい者等の権利擁護に関する支援需要に応え、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行うことで、その人らしく地域で自立した生活が送れるよう支援します。

■事業

1. 部会・委員会研究事業

これまで地域福祉の増進を図ることを目的に、各部会において専門事項について常時研究活動を行ってきましたが、地域共生社会の実現に向けた国の取り組みに合わせ、属性や世代に関わらず生活課題に対応するため、部会ごとの研究事業を一旦休止し、必要に応じて特別委員会の中で専門的に研究協議を行います。

2. 連絡調整事業

当事者団体・福祉団体をはじめ行政や関係機関との連携を図り活動を推進します。

行政・社協事務担当者連絡調整会議

民生委員児童委員協議会代表委員会・定例会

両筑地区社会福祉協議会連絡会

筑後地区高齢者・障害者支援連絡協議会

県南地区社会福祉協議会連絡協議会

うきは市在宅医療介護連携協議会

うきは市地域障害者協議会・部会

うきは市要保護児童対策地域協議会

うきは市地域福祉計画審議会

うきは市無料職業紹介所連絡会

うきは市居住支援協議会

うきは市一人暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会

うきは市不登校・ひきこもり対策相談支援事業サポート協議会

八女筑後久留米圏域委託相談支援事業所情報交換会

北筑後圏域精神障がい者地域移行支援連絡会

福岡家裁主催による家事関係機関との連絡協議会

その他福祉関係諸機関・諸団体との連絡調整会議

3. 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

生活困窮状態にある方（社会的孤立や経済的に不安定な方）の、社会的孤立解消や社会的自立に繋がるように、社協独自の事業やその他の相談機関、社会資源と連携しながら、相談者の生活困窮状態からの早期脱却を支援します。

■自立相談支援事業：生活困窮状態にある方の様々な相談に応じ、相談者との信頼関係を築きながら、本人や家族の抱えている課題を整理・分析します。また、問題を解決するために本人が改善すべき点や必要とする支援サービスを明確にするため、自立支援計画を策定し、関係機関と連絡調整を行いながら、生活困窮状態からの脱却と社会的自立を支援します。

■就労準備支援事業：就労し自立を目指す相談者に対し、生活リズムの改善や対人コミュニケーション訓練、居場所づくりなどの支援を行います。また、作業訓練（内職シェアステーション Coccoconne）、施設外就労体験、就職検索活動支援など就職に結びつくための取り組みを支援します。

■家計改善支援事業：家計収支に関する課題の分析・評価を行い、家計表の作成など、家計に関するきめの細かい相談支援を実施します。

■子どもの学習・生活支援事業：生活困窮状態・生活保護を受給している、あるいはひとり親家庭で生活している世帯の中学生を対象にして学習支援を行います。単なる学習の場としてではなく、子ども達の居場所作りや、将来へのモデル像(大学生・社会人ボランティア)との交流を行い、子ども達目線での将来的な自立に向けたサポートを行います。

す。また、高校進学後も必要に応じ、相談対応を行います。

- 企業・関係機関との連携・協力
- 市内フードバンク協力企業との連携
- フードバンク福岡との連携
- フードドライブの活用

4. 福祉サービス利用援助事業（市受託事業）

判断能力が衰えても、高齢者や障がい者が地域で安心して過ごせるように、本人との契約により金銭管理等の支援を行うと共に、生活を側面から支援し本人の権利を守ります。

- 福祉サービス利用援助サービス、金銭管理サービス、保管サービス
- 生活支援員の養成
- 契約締結審査会

5. 成年後見事業

判断能力が不十分で身寄りがないなどの理由により、成年後見制度の市長申立ての対象となる方を主な対象に受任し、本人の財産管理や身上監護・介護サービスの契約等の支援及び権利擁護を行います。

- 成年後見人の受任
- 法人後見審査会
- 成年後見センター設立の研究
- 市民後見推進事業（市受託）：市民後見人養成講座フォローアップ研修の開催、市民後見人普及・啓発講座の開催。

6. うきは市障害者相談支援センター

（1）障害者相談支援事業（市受託事業）

障がいを持った方やその家族からの日常生活全般に係る相談に応じ、必要な情報の提供や、専門機関と連携することで障がい者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るように支援します。

- 相談支援事業：基幹相談支援事業所として、障がい者（児）の様々な相談に応じ地域での生活を支援すると共に、地域の相談機関との連携を図ります。
- 相談支援機能強化事業：専門的知識を持った相談員の配置を行い相談・支援体制の強化を図ります。
- 障害支援区分認定調査
- 療育相談、就労相談：関係機関と連携し、専門相談日を開設します。
- 点字・声の広報等発行事業：視覚障がい者用録音物、郵便物貸出。

（2）指定相談支援事業

障がい者（児）が地域で安心して生活できるように、施設・病院・関係機関等との連絡調整を行い福祉サービスの利用計画を作成します。

- 指定特定相談支援事業（市指定）：障がい者の福祉サービス利用計画の作成
- 指定障害児相談支援事業（市指定）：障がい児の福祉サービス利用計画の作成
- 指定一般相談支援事業（県指定）：障がい者の施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行する際の支援（地域移行支援）及び移行後（地域定着支援）の支援を行い、地域生活の安定を図ります。

（3）障害者社会参加促進事業（市受託事業）

「ほっとスペースうきは」の開館：月～金曜日

- 障がいを持った方の交流やつどいを目的としたスペースとして活用すると共に、相談支援を行います。

7. 不登校・引きこもり対策相談支援事業（市受託事業）

長期間学校に行けない不登校の生徒や、社会との接点を無くしているひきこもりの方と、その家族を対象とした専門相談窓口として対応すると共に、訪問支援やフリースペースの活用により、より深く本人の想いに寄り添った支援を行います。

■相談支援：本人、家族等の相談に応じ、適切な助言を行うと共に、適切な関係機関へ繋がります。

□情報交換会：関係機関等との情報交換を行い、対象者の支援の状況把握に努めると共に、適切な支援方法についての検討を行います。

□相談室兼交流スペースの開館：月～金曜日

□啓発活動：セミナーの開催、社協だよりへの掲載

□当事者グループの育成

□子どもの学習支援・生活支援

■家族会の支援（みつばちの会開催）

8. 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業（市受託事業）

ひとり親家庭や経済的に困難を抱えている家庭の子どもや、貧困により課題（孤食等）を抱えている子ども（小学生）に対して、学習の機会の確保や学習習慣、生活習慣の定着を支援する場として「居場所」を提供するとともに、支援が必要な子ども及びその親に対して、将来の自立に向けた支援を行います。

■実務者会議の開催（随時）

□学習・食事・居場所の包括的支援拠点の設置

■学校・関係機関との連携

□フードバンク福岡との連携

□市内フードバンク協力企業との連携

□フードドライブの活用

9. ふれあいのまちづくり推進事業（市補助事業）

地域住民の参加と行政や福祉施設等の関係機関との連携のもと、地域に即した創意工夫により具体的な課題に対応し、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、支え合う地域づくりを推進します。

（1）総合相談・援助

□心配ごと相談（月4回）

□弁護士無料法律相談（年12回）

□司法書士無料法律相談（年12回）

□第三者委員苦情相談（年6回）

□相談員研修会

（2）地域生活支援事業

把握されたニーズを有する住民、世帯等に対し、生活支援のためのネットワーク等を形成し、見守りから具体的な課題の対応まで幅広い分野にわたる生活支援を継続的に実施します。

ア、生活支援ネットワーク等の形成

地区自治協議会（福祉部門）と連携し、地区の地域福祉推進活動を支援します。

□地区自治協議会（福祉部門）連絡会

□福祉委員活動推進

□福祉委員研修会（自治協議会福祉部門）

□福祉委員だより「福祉委員かわら版」の発行

□よりあい活動支援（職員・コーディネーター派遣等）

□一人暮らし高齢者等見守り支援・活動推進

イ、コロナ禍における新たな絆をつむぐ活動

- ◆「コロナ禍における地域福祉活動のガイドライン」配布
- ◆感染対策を徹底した新たなよりあい活動の推進
- ◆ガイドラインにおける留意点を遵守した訪問活動等の徹底

(3) 住民参加による地域福祉事業

ア、地域の実状に応じ、住民参加による地域福祉活動を実施する

- 福祉会活動運営助成
- 新規福祉会活動助成
- 福祉会の設置・活動推進
- 福祉会研修会の開催
- 地域福祉活動普及啓発（当事者、関係者、住民啓発）
- 家族会支援

イ、在宅高齢者・障がい者に対する福祉サービス

- 福祉用具無料貸出
- あったか宅配サービス
- 障がい者福祉情報の提供（障がい者地域資源ガイド）

ウ、ボランティア活動の推進

- ボランティア活動の啓発・育成
- ボランティア講座の開催
- よりあいコーディネーター派遣・育成
- ボランティアセンター運営
- ボランティアコーディネーター配置（相談受付、活動の需給調整等）
- ふくおかすなフェスティバルへの参加（研修会）

- ◆災害時等ボランティア活動の育成及び防災意識の醸成

エ、災害緊急支援活動

- 災害ボランティアセンター整備
- 災害ボランティアセンター設置・運営訓練
- 災害ボランティア養成訓練
- 災害時要配慮者に対する市との連絡調整
- 災害ボランティアセンターマニュアルの随時見直し
- ◆災害支援ボランティア団体「螢火うきは」との連携

10. 共同募金配分金事業

住民の皆様から寄せられた共同募金の配分金をもとに、様々な福祉活動を支援します。

(1) 福祉教育に関する支援

- 福祉体験学習の実施
- 福祉教育読本「ともに生きる」配布
- 福祉教育推進指定校事業（市内全小中高等学校）
- 福祉教育推進指定校連絡会

(2) 高齢者への支援

- 高齢者安心カード作成・配布
- 金婚祝福の会
- 老人クラブ連合会への支援・助成
- 地区一人金婚式開催への助成

(3) 児童・青少年福祉に関する支援

- 母子寡婦福祉会への支援・助成
- 子育て支援団体・育児サークルへの支援・助成
- ひとり親家庭新入学お祝品贈呈
- 保護司会青少年弁論大会への支援・助成
- 中学校制服リサイクル事業への支援・助成
- 「車に子どもが乗っています」ステッカー配布
- ◆新入学児童黄色い傘配布

(4) 障がい者・家族への支援

- 障がい者団体への支援・助成
- 障がい者福祉問題の啓発

(5) 住民全般に関する事業

- ボランティア活動団体への支援・助成 地域生活支援活動への助成
- ◆ 災害支援ボランティア団体「螢火うきは」との連携協働と支援・助成
- 社協だより「ふくしのかわら版」の発行（総務企画課協働）
- 福祉委員だより「福祉委員かわら版」の発行
- 地域憩いの広場新設・修理助成 低所得者への支援（食料品等の支給）
- 火災等災害被災者へのお見舞い

(6) 歳末たすけあい配分事業に関すること

- 年末見舞金の配布 年末年始地域援助活動助成

11. 資金貸付事業

低所得世帯及び経済的困窮者等に対して、資金の貸付や適切な助言指導を行うことによって、困窮状態の緩和や世帯等の自立を支援します。

- 生活福祉資金貸付事業（県社協受託） 育英奨学資金貸与事業（受付休止）
- 援護資金貸付事業 貸付調査委員会

12. 移送サービス支援事業（市補助事業）

障がい等により公共の交通機関を利用することが困難な方に対し、通院や買物等への移動支援を実施し、身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的に活動している、会員制互助組織「ハンディ移送サービスうきは」に対して、福祉車両の貸与や需給調整等の活動支援や助成を行います。

- 無償運送サービス活動「ハンディ移送サービスうきは」への活動支援・助成

13. 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業（市受託事業）

（重層的支援体制整備事業・移行準備事業）

国が進める重層的支援体制整備事業の準備段階として、今年度取り組む移行準備事業において新たな取り組みとして行う、属性を問わない相談支援やアウトリーチを通じた継続的支援事業・社会とのつながりを回復するための参加支援事業等を推進します。

- 福祉小座談会の開催 福祉社会活動運営助成
- 福祉会の設置・活動推進 福祉会研修会の開催
- 民生委員・福祉委員懇談会の開催 地区及び行政区福祉活動への支援
- 生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業等他事業との協働
- 「生活・福祉丸ごと相談」による相談支援の強化
- ◆ アウトリーチ等を通じた継続的支援・参加支援の推進
- ◆ 各相談支援機関等との連携強化

14. 高齢者等住まい・生活支援事業（市受託事業）

うきは市が設置する、うきは市居住支援協議会事業の一環として、地域包括ケアシステムの基礎となる、「住まい」や生活支援に関する相談受付を行い、社協各部署間及び関係機関との連携により、うきは市でいつまでも安心して暮らせる体制作りを目指します。

また、相談拠点であるつどいの場「かわはらさんち」を、高齢者を含め地域住民が気軽に立ち寄れる居場所として運営します。

- 高齢者等の住まいや生活支援に係る相談窓口の開設（相談員の配置）
- 相談拠点のつどいの場「かわはらさんち」の運営

うきは市居住支援協議会への参加

15. たすけあい献血推進事業への協力

地域住民による、愛のたすけあい献血運動推進に協力します。

献血推進協議会への参加 献血運動推進啓発活動（広報、PR 資材の掲示）

16. 地域福祉活動推進事業

地区自治協議会（福祉部門）及び福祉会による小地域福祉活動の推進を図ります。

地区自治協議会（福祉部門）、福祉活動の支援・助成

地域福祉活動計画策定支援・助成

— 在宅福祉部門 —

■重点事項

- 令和3年4月より、介護保険制度及び障害者総合支援法の改正・報酬改定が行われます。改正された制度に沿って、適正なサービスの提供及び、事業の継続ができるよう対応します。
- 介護保険事業では、制度や個々のニーズに沿って適正なサービスの提供を行い、利用者が安心して安全な生活が送れるようサポートすると共に、事業の継続ができるよう必要に応じサービス内容の見直しや利用者の確保に努めます。
- 総合事業では、要支援者の訪問介護・通所介護の報酬額が低く設定され、採算が取りにくい事業ですが、社協として利用者にサービスの空白を作らないためにもサービス提供を継続します。
- 居宅介護支援では、利用者本人や家族の意思を尊重し、その方に合った介護サービスに繋がるよう計画を作成すると共に、各事業所や地域包括支援センター等と連携し適正なケアマネジメントを行います。また必要な場合は、関係機関と十分協議を行います。
- 介護保険事業、社協独自事業（制度を補足するサービス）等の在宅福祉サービスを実施し、地域包括ケアシステムの一翼を担っていきます。
- 障害者総合支援法に基づき、障がい者が自ら望む地域生活を営むことが出来るよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実および、就職後の「定着支援」を強化し、自立した生活が継続して送られるように、適正なサービスを提供します。
- すべての在宅福祉サービスにおいて、感染症対策を徹底します。

■事業

1. 居宅計画支援事業（うきは市ケアプランサービスセンター）

利用者・家族の意向を踏まえ、自立支援を目指すサービス計画を作成します。

(1) 介護保険事業

指定居宅介護支援事業

(2) 介護予防支援事業（浮羽包括支援センター受託）

2. 訪問介護支援事業（うきは市ヘルパーステーション）

サービス計画に沿った個別支援計画を作成し、利用者の自立につながるサービスを提供します。

(1) 介護保険事業

指定訪問介護

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

□介護予防訪問介護相当サービス □訪問型サービス A

(3) 障がい福祉サービス事業

□居宅介護 □同行援護（視覚障がい者へのガイドヘルプ）

□移動支援事業（市受託）

(4) ひとり親家庭等日常生活支援事業（市受託）

3. 通所介護支援事業（うきは市デイサービスセンター）

通所介護では利用者、家族の要望に沿ったサービスを提供すると共に、サービス提供時間の延長など、必要に応じて柔軟な対応を行います。

(1) 介護保険事業

□指定通所介護

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

□介護予防通所介護相当サービス □通所型サービス A

4. 障害者就労支援事業（ワークサポート 白鳥の家）

■就労移行支援事業

- ・一般就労に向けて訓練や職場実習を行うと共に職場実習先やトライアル雇用先の開拓を行います。
- ・就職して間もない利用者（就職後6か月以内の方）の不安の解消、職場定着を図るため、就職先を訪問し、利用者及び事業主（雇用主）の相談に応じるなど継続した支援を行います。
- ・作業棟を有効活用した訓練の充実に努め、利用者のスキルアップを目指します。

【訓練内容】

- * 就労に必要な知識、能力を向上させるための訓練（面接訓練、作業持続訓練等）
- * 生産活動（名刺印刷、業者下請け作業）
- * 求職活動支援（職場実習、ハローワークへの登録支援）
- * 職場定着支援（就職した利用者の訪問支援）
- * 休日の過ごし方・買物・公共交通機関利用などの訓練を行い、生活面及び社会性の向上支援を行います。

■就労継続支援B型事業

- ・働く機会や社会参加等の機会を提供すると共に、訓練・相談を通じて日常生活の支援を行います。
- ・利用者の工賃の増額と安定的な支給が出来るよう、生産活動の拡充と新規生産活動及び販路の開拓を行います。
- ・作業棟を有効活用した生産活動の充実に図り、地域の皆さまに更に白鳥の家が認知していただけるように努めます。
- ・送迎サービスにより、広域な利用者確保に努めます。

【生産活動内容】

- * アルミ回収作業（ボランティアの協力を得て行います。）
- * 企業からの下請け作業
- * 自主製品の製作販売・・・牛乳パック再生椅子、楠チップ消臭剤、小物作り
- * スワンショップ・・・日用雑貨品の販売
- * パンの家スワンベーカリー・・・パンの製造販売、喫茶ルーム（集いの場）
- * 喫茶『あひるの子』（うきは市民センター2階）・・・コーヒー、パン等の販売

■就労定着支援事業

- ・利用者（就職後6か月以降3年未満の方）の職場定着を図るため、定期的に職場を訪問し、対面による相談に応じるほか、事業主（雇用主）との情報交換や状況把握等により必要な支援を行います。

- ・利用者の生活面及び社会性向上のための支援を行います。
- ・移行棟を有効活用し、就労定着支援事業利用者の来訪時面談等を行い、職場定着を図るための支援を充実します。

【支援内容】

- ＊職場への訪問支援（利用者への相談支援等）
- ＊雇用する事業主への訪問支援（状況の把握、相談支援等）

5. 制度補足サービス事業

介護保険制度など法定事業の範囲では対応できないサービスについて、利用者や家族、介護支援専門員等の要望に応じ、社協独自のサービス提供を行います。

□暮らし安心サービス（うきは市ヘルパーステーション）

日常生活援助サービス（調理、洗濯、掃除、買物等）、身体介護サービス（通院介助、排泄介助、食事介助等）を提供し、自立した在宅生活を送れるよう支援します。

6. 家族介護者交流事業（市受託事業、地域福祉課との協働）

家庭で寝たきりや認知症高齢者を介護している家族を支援します。

□介護者の会への支援

□在宅介護者リフレッシュ事業、介護者のつどい

7. 連携・協働事業

□うきはブロック介護サービス事業連絡会に加入し、サービス事業者間の情報交換、研修会等に参加し、事業者間の連携と職員の資質向上に努めると共に、連絡会の事務局として、連絡調整等の役割を担っていきます。

◆慢性的な介護人材不足について、関係する事業所や行政、関係機関と連携し、安定的な在宅福祉サービス供給体制が継続できるよう対策を検討します。